

特設注意市場銘柄の積極的な活用等のための上場制度の見直しについて

平成25年6月17日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、上場規則の実効性確保手段の多様化を図る観点から、特設注意市場銘柄制度を平成19年に導入しました。同制度では、上場規則違反を行った上場会社について、直ちに上場廃止としなければ市場秩序の維持が困難であるような場合を除き、投資家に注意を喚起しつつ上場会社に内部管理体制の改善を促すため、3年以内の内部管理体制の改善を条件に上場を維持することとされております。

同制度は、これまでに11銘柄に対して適用され、特設注意市場銘柄の指定期間中に上場廃止となった事例もある一方、内部管理体制を改善して指定を解除された事例も着実に出てきているなど、上場規則の実効性確保手段として一定の実績を積み重ねてきております。

しかしながら、特設注意市場銘柄への指定は上場廃止に準ずる措置であるにもかかわらず、その趣旨が十分に認識されずに単なる上場の維持と誤解されているとの指摘もあり、投資者への注意喚起機能が適切に発揮されていない可能性も存在します。また、特設注意市場銘柄の主な指定事由となっている有価証券報告書等の虚偽記載を巡っては、会計基準の高度化や監査の厳格化に伴い、財務諸表の自発的訂正に至るリスクが増大しているほか、虚偽記載を巡る思惑により流通市場の価格形成に悪影響が生じる場合も見られています。さらには、最近の企業会計審議会における監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に係る議論においても、監査人の対応が直ちに上場廃止に直結しないことが明らかにされるような制度的な手当が必要との指摘から「上場廃止ルールのあり方（不適正意見や意見不表明の取扱い）」が検討項目のひとつとして取り上げられたところです。これらを踏まえ、虚偽記載等に係る上場廃止基準の取扱いを明確化して投資者の予見可能性を向上するとともに、特設注意市場銘柄制度を上場規則の実効性確保手段として積極的に活用していく観点からの見直しを実施することとします。

加えて、有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長に係る「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正が行われたことを踏まえ、上場会社が提出期限の延長承認を受けた場合における上場廃止基準の取扱いを見直すほか、上場規則違反を行った上場会社に対する罰則的な位置づけとして平成20年に導入された上場契約違約金制度について、全上場会社に対して一律の金額ではなく、市場の信頼の毀損度合いを反映した金額を徴求することで制度の実効性向上を図ることとするなど、所要の制度整備を行います。

II 概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. 虚偽記載又は不適正意見等に起因する上場廃止基準の取扱いの明確化</p>	<p>①虚偽記載又は不適正意見等の場合における上場廃止基準について、上場会社が次のa又はbのいずれかに該当した場合であって、直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかなきを上場廃止の対象とするものである旨を明確化します。</p> <p>a 上場会社が有価証券報告書等の虚偽記載を行った場合</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すことができない事由によるものである場合を除きます。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）（天災地変等、上場会社の責めに帰すことができない事由によるものである場合を除きます。）が記載された場合</p> <p>②前①により上場廃止とならない場合であっても、上場会社が前①のa又はbのいずれかに該当し、次のaからcまでのいずれかに該当するときは、上場廃止となることを、上場廃止基準において明確化します。</p> <p>a 財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められる場合であって、その改善の見込みがないと認めたとき</p> <p>b 特設注意市場銘柄に指定された場合であって、内部管理体制等の改善が期待できなくなったと認めたとき</p>	<p>※現在は、左記のa又はbのいずれかに該当する場合であって、かつ、「その影響が重大であると当取引所が認める場合」を上場廃止事由として掲げていますが、投資者の予見可能性を高める観点から上場廃止の対象となる場合を明確化する趣旨です。</p> <p>・「直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかなき」とは、例えば、上場前から債務超過であったなど虚偽記載により上場基準の著しい潜脱があった場合や、実態として売上高の大半が虚偽であったなど虚偽記載により投資者の投資判断を大きく誤らせていた場合など、そのまま当該銘柄の上場を維持すれば当取引所の金融商品市場に対する投資者の信頼を著しく毀損すると認められる場合が想定されます。</p> <p>・「内部管理体制等の改善の必要性」が高いかどうかの確認は、虚偽記載又は不適正意見等の原因となった行為（取引スキームや手口・手法など）や会社関係者の関与状況（組織的に行われていたかどうかなど）、内部管理体制等の整備・運用の状況（適切な規程類に従った社内手続きが行われていたかなど）などを総合的に考慮して行います。</p> <p>・上場会社が、事実関係の究明に着手しており、</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>c 特設注意市場銘柄に指定された場合であって、次の2.(2)に掲げる改善期間内に内部管理体制等の改善がされなかったと認めたとき</p>	<p>かつ、再発防止のための検討を行う方針（訂正報告書が提出されていないときは、適正な内容の訂正報告書を提出する方針を含む。）を明らかにしている場合であって、それらに著しく実行可能性を欠くと認められる事情がないときは、「改善の見込みがある」ものとして取り扱うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改善の見込みがないと認めたとき」とは、例えば、次のような場合が想定されます。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 再発防止のための検討を行わない旨を明らかにしている場合 ロ. 事実関係の究明や再発防止のための検討の実施者に就任予定の者に問題事案への関与の疑いがある場合 ハ. 事実関係の究明のための調査対象、期間等が、問題事案の全貌を解明し、適正な再発防止のための検討材料を提供する目的に照らして明らかに不足していると認められる場合 ニ. その他事実関係の究明や再発防止のための方針が著しく実行可能性を欠くと認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「内部管理体制等の改善が期待できなくなったと認めたとき」とは、例えば、合理的な期間内に改善に向けた具体的な行動がなされなかった場合などをいうものとします。 ・虚偽記載又は不適正意見等以外の事由により特設注意市場銘柄に指定された場合についても②のaからcまでのいずれかに該当するときは、上場廃止の対象となることを、あわせて上場廃止基準において明確化します。 ・①のa又はbのいずれかに該当した場合におけ

項 目	内 容	備 考
		<p>る①及び②の上場廃止基準に係る審査手続きについては、次の2.(1) aによる特設注意市場銘柄の指定に係る審査手続きと併合して実施するものとします。</p>
<p>2. 特設注意市場銘柄制度の見直し (1) 指定対象の拡張 (2) 内部管理体制等の改善期間の短縮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が次の a から c までのいずれかに該当した場合は、特設注意市場銘柄に指定するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 前1. ①の a 又は b のいずれかに該当した場合であって、財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき b 会社情報の適時開示等に係る規定に違反した場合であって、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき c 企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合であって、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき ・ 内部管理体制等の改善期間を、原則、1年間とします。 	<p>※現在は、上場会社が虚偽記載又は不適正意見等その他の上場廃止基準に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該上場廃止基準に該当しないと当取引所が認めた場合、及び改善報告書を提出した場合であって、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合の2類型を特設注意市場銘柄への指定に係る検討対象としていますが、虚偽記載又は不適正意見等の場合については上場廃止基準に該当するおそれがあると認めるか否かにかかわらず特設注意市場銘柄への指定を可能とするとともに、新たに左記の b 又は c のいずれかに該当した場合にも、特設注意市場銘柄への指定を可能とする趣旨です。</p> <p>※現在は、改善期間を特設注意市場銘柄への指定後3年以内としていますが、これまでに指定された銘柄が内部管理体制の改善に要した期間の実態も踏まえ、内部管理体制等に問題がある上場会社に対してより早期の改善を促す趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特設注意市場銘柄への指定後1年を経過したとき（前1. ② b に該当して上場廃止となった場

項 目	内 容	備 考
		<p>合を除きます。)の改善状況及び改善の見込みに応じて、次のとおり対応します。</p> <p>イ. 内部管理体制等が改善されている場合 指定を解除</p> <p>ロ. 内部管理体制等が改善されていないものの今後の改善が見込まれる場合 6か月間特設注意市場銘柄への指定を延長して改善状況を確認し、改善されれば指定を解除するが、改善されなければ上場廃止</p> <p>ハ. 内部管理体制等が改善されておらず、今後の改善も見込まれない場合 上場廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定解除に係る審査に当たっては、現在は、内部管理体制確認書として「有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面を提出することとしていますが、今後は、継続企業の前題に疑義があることを事由として監査報告書に「意見の表明をしない」旨が記載された場合など、「有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面の提出が不要と認められる場合は、当取引所がその都度定める書面を提出することで足りることとします。
<p>3. 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣から提出期間の延長の承認を得た場合には、内閣総理大臣から承認を得た期間の経過後8日目の日までに当該承認に係る有価証券報告書又は四半期報告書を提出しなかったときに、当該上場会社の発行する株券等の上場を廃止するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※現在は、提出期間の延長に係る承認の有無にかかわらず、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に提出しなかった場合を上場廃止事由として規定しています。 上場会社が、延長後の提出期間の末日の到来前に内閣総理大臣から再度、当該期間の延長の承認を得た場合も同様とします。

項 目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、内閣総理大臣から承認を得た期間の末日までに上場会社が当該承認に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出を行わなかった場合等において、当該上場会社の発行する株券等を監理銘柄（確認中）に指定することができるものとします。 ・上場会社に対しては、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項又は同府令第17条の15の2第1項に規定する承認申請書を内閣総理大臣に提出することを決定した場合及び内閣総理大臣から承認を受けた場合の適時開示を義務づけるものとします。
4. 上場契約違約金の額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・上場契約違約金の額を、年間上場料に20を乗じた額とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※現在は、全上場会社について一律1,000万円としていますが、今後は、年間上場料と同様に、市場区分と時価総額に応じて異なる金額を適用する趣旨です。 ・年間上場料にはTDnet利用料を含めないものとします。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成25年8月を目途に実施します。

以 上